姶良市温泉センターくすの湯内食堂テナント出店者募集要項

１　募集施設

　姶良市温泉センターくすの湯施設内　食堂テナント

面積：厨房　　　　　　　　39.125㎡

　　　　食堂　　　　　　　　53.500㎡

　　　　調理器具倉庫　　　　25.200㎡

　温泉来館者数（温泉入浴者及び会議室利用者の人数）

令和４年度　68,034人（営業日数306日、日当人数222人）

　　令和５年度　58,186人（営業日数233日、日当人数249人）12月末現在

２　所在地

　姶良市蒲生町白男1504番地

３　応募資格

(1)公共施設内で経営を行うにふさわしい信用、技術、能力等を有すると認められる個人、団体、企業等であること。（ただし、個人の場合は、飲食店勤務等の実務経験があるもの。）

(2)営業活動により、市の特産品や観光のＰＲに寄与できること。

(3)メニューは自由とするが、施設の雰囲気から大幅に逸脱するようなことがないこと。

(4)公共施設であることを理解し、管理運営に協力的であること。

(5)本要項を誠実に履行できること。

４　契約形態

出店期間は契約日から令和７年３月31日までとし、その後の更新は、協議の上決定する。

　※令和７年度から指定管理者制度を導入予定であるため、その後の更新の協議は、指定管理者と行う場合もあります。

５　営業条件

　(1)営業時間：午前10時から午後９時までの温泉施設営業時間内

　「参考例」：（昼営業）午前11時から午後３時（夜営業）午後５時から午後９時

　　　　　　（昼営業準備）午前10時～午前11時（夜営業準備）午後３時から午後５時

　(2)休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12/31～1/2）

　(3)テナント使用料（支払い期限は、翌月の末日）

　①固定営業料：全額免除（契約日から令和７年３月31日までの間のみ）

　　　　　　　　※本来の固定営業料は、44,000円/月額（消費税込み）

　　②施設使用料：売上金額の３％。（保証金等は徴収しません。）

　　③光熱水費　：使用料に応じた実績を納入通知書により納入する。（子メーター設置）

　(4)厨房備品について

　　①使用できる備品

　　　調理器具収納庫、ガスフライヤー１、ガスコンロ２、流し台３、作業台５

　　②使用できる備品以外で、冷凍冷蔵庫・食器洗浄機など必要な厨房機器及び食堂テーブル・椅子については、出店者の負担で用意すること。

　　③使用できる備品が使用できなくなった場合は、新たに市で購入又は修理は行いません。ただし、廃棄処分については市で行います。

　(5)その他

　　①施設の設備機器については、その修理及び交換に要する経費は市が負担する。ただし、出店者の責めにより破損等が生じた場合は、出店者が負担する。

　　②出店者の負担により用意した備品等についての修理交換に要する経費は、出店者が負担する。

　　③使用できる備品に、食堂内で使用可能な会議用テーブル・椅子があります。詳細については、問合せ先までご確認ください。

　　④市の許可なく、施設の形状や設備機器の配置等を変更することがないこと。

（例：市の設備機器の配置変更、壁面に装飾を施したり、穴を開ける行為、など）

　　⑤電球、水栓のコマ、パッキンなど軽微な消耗品については、出店者が負担し修繕を行う。

⑥ゴミについては、出店者で事業系廃棄物の収集業者と契約を行う。

⑦その他、疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。

６　応募書類等

　(1)提出書類：①出店申請書【様式１】

　　　　　　　 ②出店及び営業計画書【様式２】

　　　　　　　 ③営業実績及び出店状況【様式３】

　　　　　　　 ④登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）

　　　　　　　 ⑤出店及び営業に必要な許可証等の写し（現在の営業出店営業分でも可）

　　　　　　　 ⑥納税証明書（税務署で発行する証明書）

　　　　　　　 ⑦納税証明書（地方税）（各広域振興局及び市町村で発行する証明書）

　(2)提出先　：姶良市役所　蒲生総合支所　蒲生地域振興課

　　　　　　　 住所：〒899－5392　姶良市蒲生町上久徳2399番地

郵送の場合は、「配達記録郵便」とします。

７　応募に関する留意事項

　(1)失効又は無効

　　次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

　　①受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。

　　②提出した書類に虚偽の記載があったとき。

　　③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

　　④本募集要項に違反すると認められるとき。

　　⑤応募資格を有していないとき。

　　⑥応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

　(2)応募の辞退

　　応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

　(3)その他

　　①提出された応募書類の書換え又は訂正等は認めません。

　　②提出した応募書類は返還しません。辞退届が提出された場合も同様とします。

８　選考方法

　選考は、選考委員会において出店者によるプレゼンテーション及び応募書類を審査し、必要に応じて個別に面接を行い、評点の最も優れたものを採用する。

９　出店者の決定

　審査結果は応募者全員に書面で通知する。

10　その他

　(1)テナントを内見したい方は、蒲生地域振興課に問い合せください。日程を調整してから内見することは可能です。

　(2)質問については、別紙質問書により照会してください。照会の方法は、蒲生地域振興課まで、持参、郵送、FAX又は電子メールによることとします。

　　 なお、照会があった事項とその回答内容については、テナント応募者全員にFAX又は電子メールのいずれかの方法によりお知らせします。

（問合せ先）

姶良市役所蒲生総合支所蒲生地域振興課　担当：指宿・本渡

〒899-5392

　　　　　　　　　　　　　　姶良市蒲生町上久徳2399番地

　　　　　　　　　　　　　　電話：0995－52－1211（内線：214/215）

　　　　　　　　　　　　　　FAX：0995-52-1219

　　　　　　　　　　　　　　E-mail：chiiki-kamo@ciyt.aira.lg.jp